

鼠兒年正月、即ち至元十三年正月、安西王忙哥刺の令旨の碑に刻せられてあるもの<sup>16</sup>を見ると、上部に蒙古字、下部に漢字を用ゐてあることは、世祖の至元十二年の聖旨碑<sup>16</sup>と異らないが、その蒙古字は漢字音を寫したものではなく、全く蒙古語を記したものである。これは嚴密にいへば聖旨とは區別せらるべき令旨ではあるが、漢人に降してその定むる所に據らしめる性質に於ては、これを同一種類のものと見て差支なからう。そうすれば此の年既に此の種のものに於て蒙古字で蒙古語を書き、漢文の翻譯を副へたものが降されて居つたことを證するものである。尤もかゝる有様は更に以前から行はれたことかも知れないけれども、規典の上では前述の如くであり、また現存のかゝる資料は、自分の知る限りでは此の年以前に溯らないやうであるから、暫くこの頃から、この種のものも行はれ始めた<sup>16</sup>と見る外はあるまい。そうして何時からとは判然定め得ないが、實際詔勅に蒙古字を用ゐて漢字音を寫す有様から變じて、純然たる蒙古語で行はれることに成つたのは、次に引用する所で明らかである。即ち元史世祖本紀に據ると、

「至元二十九年正月」河南福建行中書省臣請詔用漢語。有旨。以蒙古語諭河南。漢語諭福建。

とある。かく明らかに蒙古語漢語と區別してある所に依ると、前の單に文字と記されて居るものと區別して考ふべきは疑無く、河南福建兩行省に對してこの當時蒙古語で詔を發して居つたことは事實と認めざるを得ない。果して何時からかゝることが行はれたかについては明證を知らないが、鋪馬劄子に蒙古字のみではなく蒙古語を用ゐて居つたことは既に至元十六年には行はれて居つた證據がある。即ち經世大典の記事に據ると